「定期預金アップ'08冬」

取扱期間 令和8年11月16日～令和9年2月26日

当組合の組合員の方

期間 1年 年1.30%（税引後1.035%）

期間 3年 年1.50%（税引後1.195%）

期間 5年 年1.70%（税引後1.354%）

※初回満期日までの適用となります。

当組合の組合員外の方

期間 1年 年0.90%（税引後0.717%）

期間 3年 年1.10%（税引後0.876%）

期間 5年 年1.30%（税引後1.035%）

※初回満期日までの適用となります。

【新たな資金に限ります】

商品概要	
対象のお客さま	個人のお客さま （新たなご資金の預入れに限定させて頂きます）
お預入金額	２０万円以上１,０００万円未満【自由金利型定期預金（M型）】 １，０００万円以上【自由金利型定期預金（大口）】
お預入期間	１年 ・ ３年 ・ ５年
中途解約時の取扱い	原則、中途解約はできませんが、当組合がやむをえないものと認めこの預金を満期日前に解約をする場合には、上記金利は適用されず当組合所定の中途解約利率が適用されます。 詳しくは、「商品概要説明書」をご覧ください。
その他	・自動継続でのご契約となります。 ・自動継続後の適用金利は、書替日当日の当組合所定の店頭表示金利となります。 ・総合口座への組み入れはできません。 ・この商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。



真岡信用組合

https://www.moka.shinkumi.jp/

☆詳しくは、最寄りの窓口または渉外担当にお尋ねください。

「定期預金アップ08冬」　商品概要説明書

令和8年11月16日現在

1. 商品名		・定期預金アップ08【自由金利型定期預金〈M型〉】【自由金利型定期預金〈大口〉】
2. 販売対象		・個人の方
3. 販売期間		・令和8年11月16日(月)から令和9年2月26日(金)まで
4. 預入期間		・ 1年 ・3年・5年　※自動継続のみの取扱いとなります。
5. 預入方法		
	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・20万円以上1，000万円未満　【自由金利型定期預金〈M型〉】 ・1，000万円以上　【自由金利型定期預金〈大口〉】
	(3)預入単位	・1円単位
6. 払戻方法		・満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息		
	(1)適用金利	・期間1年:年1.30%(税引前)　期間3年:年1.50%(税引前)　期間5年:年1.70%(税引前) 初回満期日以降は満期日当日における店頭表示利率で自動継続します。
	(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間1年の場合は、満期日以後に一括してこの預金とともにお支払いいたします。 預入期間3年・5年の場合は、1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払い利率:約定利率×70% 中間利払い利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。
	(3)計算方法	・【自由金利型定期預金〈M型〉】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により算出いたします。 ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算により算出いたします。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により算出します。
	(4)税金	・源泉分離課税20．315%※(国税15．315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ※ただし、マル優を利用した場合は除きます。
8. 付加できる特約事項		・マル優制度の条件を満たす個人の方はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い		・【自由金利型定期預金〈M型〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第3位以下は切り捨て)より計算した利息とともにお支払いいたします。 期間1年 ①6ヶ月未満　解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満　約定利率×50% 期間3年 ①6ヶ月未満　解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満　約定利率×50% ③1年以上3年未満　約定利率×70% 期間5年 ①6ヶ月未満　解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年6ヶ月未満　約定利率×10% ③1年6ヶ月以上3年未満　約定利率×20%　④3年以上4年未満　約定利率×40% ⑤4年以上5年未満　約定利率×60% ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)より計算した利息とともにお支払いいたします。 但し、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA.BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。 A　解約日における普通預金の利率 B　約定利率－約定利率×30% C　約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率 ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点4位以下は切捨てます。但し、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A　約定利率－約定利率×30% B　約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数

10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・**苦情処理** ご契約の商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【真岡信用組合　総務部】 受 付 日：月曜日から金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時から午後5時まで 電　　話：0285－82－3496 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.moka.shinkumi.jp/ ・**紛争解決措置** 東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03－3581－2249） 上記弁護士会での紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日から金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時から午後5時まで 電　　話：03－3567－2456 住　　所：〒104－0031　東京都中央区京橋1－9－5（全国信用組合会館内）
11. その他参考となる事項	・一部解約、一部引出は出来ません。 ・証書もしくは通帳を発行いたします。 ・総合口座への組み入れは出来ません。 ・本商品は預金保険制度の対象預金ですが、全額保護の対象ではありません。 ※預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1，000万円までとその利息が保護されます。

真岡信用組合

定期預金カンパニー08冬

お預入期間 1年

1.30%

（税引後1.100%）

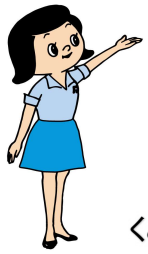
【法人様向け】

●取扱期間●

令和8年11月16日から
令和9年 2月26日まで

【新たな資金に限ります】

商品概要	
対象のお客様	当組合営業エリア内法人の当組合の組合員のお客様 （新規の預入れに限定させて頂きます）
お預入金額	300万円以上【自由金利型定期預金《M型》】 1,000万円以上【自由金利型定期預金《大口》】
お預入期間	1年
適用金利	1.30%（税引後1.100%） ※初回満期日までの適用となります
中途解約時の取扱い	原則、中途解約はできませんが、当組合がやむをえないものと認めこの預金を満期日前に解約をする場合には、上記金利は適用されず当組合所定の中途解約利率が適用されます。 詳しくは、「商品概要説明書」をご覧ください。
その他	・自動継続でのご契約となります。 ・自動継続後の適用金利は、書替日当日の当組合所定の店頭表示金利となります。 ・この商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。



くみちゃん

真岡信用組合

https://www.moka.shinkumi.jp/

☆詳しくは、最寄りの窓口または渉外担当にお尋ねください。

「定期預金カンパニー08冬」　商品概要説明書

真岡信用組合

令和8年11月16日現在

1. 商品名		・定期預金カンパニー08冬【自由金利型定期預金〈M型〉】【自由金利型定期預金〈大口〉】
2. 販売対象		・法人の当組合の組合員の方(営業エリア内)
3. 販売期間		・令和8年11月16日(月)から令和9年2月26日(金)まで
4. 預入期間		・ 1年　※自動継続のみの取扱いとなります。
5. 預入方法		
	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・300万円以上1，000万円未満　【自由金利型定期預金〈M型〉】 ・1，000万円以上　【自由金利型定期預金〈大口〉】
	(3)預入単位	・1円単位
6. 払戻方法		・満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息		
	(1)適用金利	・年1．30%(税引前) 初回満期日以降は満期日当日における店頭表示利率で自動継続します。
	(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
	(3)計算方法	・【自由金利型定期預金〈M型〉】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により算出いたします。 ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算により算出いたします。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(4)税金	・総合課税となります。
8. 中途解約時の取扱い		・【自由金利型定期預金〈M型〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第3位以下は切り捨て)より計算した利息とともにお支払いいたします。 ①6ヶ月未満　解約日における普通預金の利率　②6ヶ月以上1年未満　約定利率×50% ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)より計算した利息とともにお支払いいたします。 但し、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA.BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。 A　解約日における普通預金の利率 B　約定利率－約定利率×30% C　約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率 ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点4位以下は切捨てます。但し、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A　約定利率－約定利率×30% B　約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数
9. 苦情処理措置・紛争解決措置		・**苦情処理** ご契約の商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【真岡信用組合　総務部】 受 付 日:月曜日から金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電　　話:0285－82－3496 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.moka.shinkumi.jp/ ・**紛争解決措置** 東京弁護士会　紛争解決センター(電話:03－3581－0031) 第一東京弁護士会　仲裁センター(電話:03－3595－8588) 第二東京弁護士会　仲裁センター(電話:03－3581－2249) 上記弁護士会での紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受 付 日:月曜日から金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電　　話:03－3567－2456 住　　所:〒104－0031　東京都中央区京橋1－9－5(全国信用組合会館内)
10. その他参考となる事項		・一部解約、一部引出は出来ません。 ・証書もしくは通帳を発行いたします。 ・本商品は預金保険制度の対象預金ですが、全額保護の対象ではありません。 ※預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1，000万円までとその利息が保護されます。